

愛知県情報サービス産業健康保険組合と加入事業所が共同で実施する
健康経営サポート事業の公表について

愛知県情報サービス産業健康保険組合では、健康経営サポート事業について、事業所（事業主）と共同実施し、そのために必要な健診データを共同利用しております。

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、第三者提供に当たらないこととなっておりますが、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者の名称につきまして以下のとおり公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

愛知県情報サービス産業健康保険組合では、被保険者（従業員）の健康管理や健康増進を図るうえで、事業所（事業主）と共同して、健康支援（健康指導）および受診勧奨事業を実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・ 身長、体重、腹囲、BMI
- 血圧測定
 - ・ 収縮期、拡張期
- 尿検査
 - ・ 蛋白、糖、潜血
- 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
- 血糖検査（糖代謝）
空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- 健診実施状況及び健診結果「要医療」の判定項目に対する健診後の医療機関受診状況

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

愛知県情報サービス産業健康保険組合 保健医療課職員

健康経営サポート事業の覚書を結んだ事業所の事業主および担当部署

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

覚書を結んだ事業所の担当部署においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、愛知県情報サービス産業健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めるため利用します。具体的健診データの利用は、事業所担当部署にデータを保存し、医師の判定にしたがって、産業医・保健師・看護師による健康相談、健康指導及び受診勧奨（重症化予防）を実施します。

愛知県情報サービス産業健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、事業所担当部署とともに、被保険者（従業員）の健康保持・増進に努めます。具体的健診データは、組合のサーバー等にデータの保存をし、随時健康相談、健康指導等に利用します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者について

愛知県情報サービス産業健康保険組合 常務理事

愛知県情報サービス産業健康保険組合加入事業所 事業主